「表紙井12枚」

令和2年5月

定例総会議事録

日田市農業委員会

- 1. 日 時 令和2年6月8日(月曜日) 午後1時30分
- 2. 場 所 日田市役所7階 大会議室
- 3. 出席委員
 - 1番 小山一善 13番 江藤義幸 2番 石井照久 14番 川津清則 3番 栗秋喜一 15番 中山敦子 4番 中島浩司 16番 森克男 5番 湯浅正徳 17番 飯田隆 6番 河津裕治 18番 塩井明美 8番 武内建則 19番 財津満寿光
 - 9番 伊藤明美
 - 11番 松原忠雄
 - 12番 梶伸廣

4. 出席事務局職員

局長 渡邉城二 係総括 椋本富夫 主査 田中さおり 主査 兵頭康之 主事 太郎良悠希 主事 太田千誉

5月定例総会議事日程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議
- 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- 第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
- 第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件
- 第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件
- 第6号 現況証明書(非農地証明書)の発行について
- 第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行について
- 第8号 6月調査委員の選任について
- 6 報告
- 第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画(案)について
- 第2号 農地法施行規則第29条第1項該当による届出の件
- 7 その他
- (1) 4月戸別訪問集計について
- (2) 6月現地調査日時 6月29日(月) 午前9時※調査委員のみ
- (3) 6月定例総会 日 時 7月9日(木) 午後1時30分 会場:7階 大会議室

(4) 行事日程

- 6月 5日(金)大分県農業会議監査理事会(会長)
- 6月17日(水)農業振興地域整備促進協議会現地調査(会長)
- 6月18日(木)常設審議委員会(大分市)(会長)
- 6月19日(金)役員会
- 6月26日(金)大分県農業委員会会長会総会(大分市)(会長)

(5) その他

- ・「5月分 農業委員会活動記録簿」の提出日
- ※ 定例総会終了後、小委員会開催

事務局長 (渡邉城二)

定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。本日は、7番左原三枝子委員より欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。総会の成立でございますが、委員総数18名中、出席委員17名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。

また、会議に入ります前にお断りさせていただきますが、議事進行上発言をされる場合は、挙手をして議長が 指名した後に発言をされるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくか、マナーモードにしていただきますようお願いいたします。それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議 長 (小山一善)

皆さんこんにちは。今日は大分県日田市は35度ということで、今年に入って日本一の暑さがもう4~5日あったと思いますが、暑い中また田植えの忙しい中、こうして定例総会に出席を賜りありがとうございます。こうして、このメンバーでするのも、来月の定例総会までのあと2回となりました。来月はもう農地委員を含めて最後ですから、農地委員にも出ていただいて、定例総会をしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。それから今日は後ほど事務局より説明がございますが、追加議案ということで議案第9号農地利用最適化推進委員の選任についてということで、先般27日に役員会を開きまして選考いたしました。19人のうち14人がもう皆様方の了解を得て決定したわけですが、やっと5人がお願いして名前が出てきまして、選考いたしましたので、皆さん方の承認を後ほど受けることになると思います。それから定例総会の終了後に、小委員会の農地等利用最適化推進施策に関する意見書、これは市長に提出するものでございますが、その小委員会もございますので、どうぞスムーズな議事の進行にご協力をよろしくお願いいたします。それでは着席して議事を進行したいと思います。

まず、議事録署名委員の指名でございますが、会議規則17条に議事録署名委員は議長から指名させていただくということになってございますが、ご異議はございませんでしょうか。

(はいの声)

ありがとうございました。今日の議事録署名委員は8番武内建則委員と9番伊藤明美委員の二方にお願いします。

続きまして議案訂正はどんなでしょうか。

事務局からです。議案訂正は今回はございません。

ありがとうございました。議案訂正はないそうです。それでは今月の調査委員長、17番の飯田隆委員、前の 席へ移動をお願いします。

こんにちは。今月、調査委員を行いました飯田です。先月28日、松原委員と一緒に見て、事務局4名ということで、今度で3回目ですが、今まで1番案件が少なく、3時過ぎには終了したということです。皆さんといろいろ意見を出しながら、議事を進めていってほしいと思います。よろしくお願いします。

ありがとうございました。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の件、4件でございま す。事務局より説明をお願いします。

議案集 1ページをお願いいたします。 3条、今月は 4件の申請でございます。まず番号 1 9 からまいります。大字高瀬〇、ほかで計 5 筆の申請でございます。地目が 1 筆畑がありますが、ほかの 4 つは田でございます。面積が 5 筆合計で 2,501 ㎡でございます。譲渡人が高瀬本町の〇さん。体調不良のため、息子さんに農地を譲り渡したいということでございます。譲り受け人が息子さん〇さん、母の農地を譲り受けたいということでございます。場所ですが、〇の周りに、4 か所の筆が 4 か所に散らばってあります。〇と〇の隣の〇は、先月の案件でお孫さん、〇さんからいうとお孫さんが家を建てるということで、5 条許可の申請をした土地でございます。〇は長細い形の畑でございます。〇も長い形の田で 2 枚あります。最後の〇は田となっております。いずれも〇さん、息子さんのほうが、耕作等を行っている農地でございます。今後も農地として使っていくということであります。

事務局 (椋本富夫) 議 長 (小山一善)

調査委員 (飯田 隆)

議長 (小山一善)

事務局 (兵頭康之)

続いて20番です。大字西有田○ほかで計4筆の申請でございます。こちらの4筆につきましては、先月5月8日の定例総会において、別段面積1 a 等、空き家バンクを使った場合の、下限面積の特例について適用の指定をした農地です。面積の合計が4筆で694㎡となっており、譲渡人が長崎県の○さん、県外に転出したため家屋と申請地を譲り渡したいということで、譲受人が石松町、この方も転入をされております、○さん、○国籍の方ですが、申請地を譲り受けて農地として利用したいということでございます。場所ですが、○、○の近くに○がありますが、そのすぐ隣の農地でございます。今回の4筆ですが、譲り受けて○さんはもう住まれている家屋の土地の周りに4筆が引っ付いております。まず○は防草シートを張って栗が植わっております。○も同じような状況で栗があります。残り2筆はイチジクが植わっております。

続きまして、2ページ目をお願いいたします。番号21です。大字三和〇、地目が畑で面積が152 ㎡、1筆の申請でございます。譲渡人が田島2丁目の〇さん、管理ができないため譲りたいということで、譲受人が財津町の〇さん、申請地を譲り受けて農地として利用したいということでございます。場所は〇のすぐ近くの農地です。近くには、〇があります。航空写真で見ますとこういった状況の中にありまして、今回の土地がこういった形状でこちらが現況の状況でございます。

続いて22番です。前津江町柚木○、地目が畑で334㎡1筆の申請でございます。譲渡人が、港町の○さん、転居により耕作ができないので譲りたいということで、譲受人が、前津江町柚木の○さんです。申請地は自宅と自作地に隣接しており、譲り受けて規模拡大したいということです。場所は県道小畑日田線を高瀬からずーっと柚木のほうに上がって行きまして、近くには○、○がございます。今回の申請の土地の近くに譲受人○さんのご自宅があり、隣には○さんの畑があります。○さんが今、高麗人参の栽培等を行っているところになります。

3条については、以上4件になります。ここで現地調査にご同行いただいた飯田委員に、ご意見を伺いたいと 思います。

調査委員 (飯田 隆) 事務局 (兵頭康之)

はい、私たちが見た限り、この4件とも、別に問題はないと思っております。以上です。

ありがとうございます。それではチェックシートのほうをご説明いたします。お手元の資料No.1、チェックシートをごらんください。農地法3条はこの1ページの部分となっております。農地法第3条の許可の判断にあたっては、このチェックシートの項目に該当しないということが許可の条件となりますが、今回の4件の申請

は、いずれもこのチェックシートの項目に該当していないということを書類審査及び現地調査において確認をしております。以上でございます。

議長 (小山一善)

ありがとうございました。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件、4件でございます。ただいま事務局の方より説明がございましたが、4件については問題ない。また、調査委員長と調査委員のお二方も、現地を見た限り特段問題ないということでございますが、皆さん方の中で何かございましたご発言願いたいと思います。

(ありませんの声)

議長 (小山一善)

ありませんか。なかったら別紙チェックシートのとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけますでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長(小山一善)

ありがとうございました。全員賛成ということで、この4件全て許可ということに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の件、2件でございます。事務局より説明をお願いします。

事務局(田中さおり)

私のほうから、議案第2号、農地法第4条について説明いたします。議案集の3ページの21番です。申請地が大字有田○、台帳地目が田の面積が141㎡の第2種農地です。申請人が、石松町の○さん、申請理由が農地造成用地でございます。場所ですが、○が川を挟んでありまして、○さんの近くの農地になります。現況ですが、もう既に着工しており、許可を得ていなかったので工事を今止めている状態で、事前着工ということになりますので、追認案件ということで始末書をいただくようにしております。

続きまして、22番です。申請地が大字東有田〇、台帳地目が田の面積が588㎡の農用地区域内農地で、申請人が、松野町の〇さん、申請理由が、農地造成用地です。場所ですが、高速道路のすぐ近くに〇さんがあります

が、それよりちょっと東側に行ったところの農地になります。こちらのほうは公共工事の残土処理で造成をしていくということで、ちょっと期間が長くなっておりますが、少しずつその残土を利用して畑にして、今後は畑として使っていきたいということで申請が出ております。

4条のほうが以上2件で、当日同行いただいた飯田委員に一言いただきたいと思います。

調査委員 (飯田 降)

2件ということですが、番号21番は面積は141㎡ということで狭いのですが、もう上土をはぐっていますので、始末書を出してもらうということに松原委員と事務局と話をしています。あとは問題ないと思います。

事務局(田中さおり)

ありがとうございます。それではチェックシートの説明をいたします。資料No.102ページと3ページになります。全ての項目に該当しないということが許可の条件となっておりますが、番号21番のほうにつきましては全て該当しないということを確認しております。番号22番のほうですが、こちらは農用地区域内農地ということで、通常は許可できないのですが、資料No.1010~ージ、1番最後のページをごらんください。農用地区域内農地、不許可の例外一覧で農用地区域内農地の中の③番、一時転用というところにあたりますので、例外的に許可できるということになっております。私のほうからは以上です。

議長 (小山一善)

ありがとうございました。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の件、2件でございます。事務局から説明がございましたように、番号21番については、もう事前着工しているということで、追認案件だということで始末書徴取のうえ許可相当で、22番については許可相当ではないかということでございますが、調査委員長の飯田委員もそれで良いのではないかということでございますが、何かございましたらご発言願いたいと思います。ありませんか。

(ありませんの声)

議長 (小山一善)

なかったら、別紙チェックシートのとおり農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけますでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 (小山一善)

はい、ありがとうございました。この2件につきましては、原案どおりとしたいと思います。

事務局(田中さおり)

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件、1件でございます。事務局より 説明をお願いします。

私のほうから、議案第3号、農地法5条の事業計画変更申請について説明いたします。議案集の4ページにな ります。1番です。申請地が大字高瀬○ほか2筆で台帳地目が全て田で、面積が3筆合わせて2.546㎡の第3 種農地になります。当初計画者が○で、当初の計画が宅地分譲用地10区画ということで申請しておりました。 そちらを事業承継者ということで、福岡県福岡市の○さんが駐車場用地として利用したいということで変更の計 画が出ております。場所ですが、〇のすぐ前の農地です。こちらは、当初の計画者、〇が宅地分譲用地として買 いたいということで、3月の定例総会にかけて、3月25日に許可が出たものです。近くの3か所を○さんが研 修施設ということで購入しており、1か所は30年に許可を得て研修施設が建っていて、隣は元○さんで、こち らも購入されており、もう1か所の宅地のほうも5条が出たときに一緒に4条で追認で出たところですが、こち らのほうも研修施設として利用したいということで購入しています。これらを利用するには駐車場が少なくて、 ちょっと便利が悪いということで、ここに○さんが宅地分譲として看板を上げたところ、それならばここを購入 して駐車場として利用したいということで申し出があり、それを受けて〇さんは宅地分譲で売るということで申 請をして許可をもらったものですが、○さんの会長さんが日田市の出身ということもあり、日田市のためになる ならということで駐車場としてお譲りするということで、開発協議をとり直して今回申請したものです。現況は 以前と同じまま何もしてない状態となっております。それから、ここは現在少し市道にかかっているのですが、 市道にかかってる部分については、開発協議の時から土木課と協議をしており、こちらの転用の許可が出た後 に、この部分については分筆して市道として譲渡するという話もまとまっており、申請はそのままこの3筆でし ていただくということで話をしております。

事業計画変更は今月はこの1件で、ここでご同行いただいた飯田委員に一言いただきたいと思います。

調査委員 (飯田 隆)

現地調査を行いましたが、事務局から説明がありましたように、市道の部分は後で分筆するということで、それで問題はないだろうということです。私のほうからは以上です。

議長 (小山一善)

ありがとうございました。議案第3号、農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件1件でございます。 ただいま事務局より詳しく変更に至った経緯等々の説明がございましたが、何かございましたら、ご発言を求め たいと思います。

(ありませんの声)

議長 (小山一善)

ありませんか。なかったら、これは事業計画変更申請ですので、変更申請を承認ということでよろしいですか。

(はいの声)

議長 (小山一善)

ありがとうございました。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の件、4件でございます。事務局より説明をお願いします。

事務局 (田中さおり)

私のほうから、議案第4号、農地法第5条について説明いたします。議案集の5ページになります。28番です。申請地が大字庄手〇、台帳地目が田の1,069 ㎡、こちらの所有者が亡き〇、相続財産管理人、〇さんで、も 51筆が大字庄手〇で台帳地目が田の1,063 ㎡、こちらのほうは亀山町の〇さんが所有者です。この2筆とも第 3 種農地になります。譲受人が中ノ島町の〇さんで、申請理由が宅地分譲用地です。場所は県道石井庄手線沿い の〇さんの近くの農地です。こちらのほうに、宅地分譲用地ということで共同住宅が1 区画と宅地が6 区画ということで計画しており、その申請が出ております。

続きまして、29番です。大字川下〇、台帳地目畑の108㎡の第2種農地です。譲渡人が高井町の〇さん、譲受人が田島1丁目の〇さんで、申請理由が貸駐車場用地です。場所は国道210号線をずっと石井のほうに行き、夜明大橋のところのたもとと言うのですかね、すぐ近くの農地になります。譲受人の〇さんですが、近くに〇さんがあるのですが、そちらの役員をしており、こちらの駐車場が手狭ということで、来客用や従業員用の駐車場が不足しているということで、こちらを譲り受けて会社に貸して駐車場として利用していただくということで申請が出ております。

続きまして、議案集の6ページです。30番で、先ほど計画変更が出た5条の分です。大字高瀬○のほか2筆で3筆合わせて2,546㎡の第3種農地で、譲渡人が○さんで譲受人が○さんの駐車場用地です。場所が先ほどの事業計画変更と同じですが、○さんの前で、計画変更と5条申請を同時に出していただくということで申請をしていただいております。

続きまして、31番で、大字竹田〇のほか3筆で、台帳地目が全て田の面積が4筆合わせて994㎡の第3種農地になります。譲渡人が高瀬本町の〇さんで、譲受人が田島3丁目の〇さんで、申請理由が宅地分譲進入路及び資材置場用地でございます。場所は市役所のほうから来て比佐津トンネルを抜けて真っすぐ行くと〇さんがありますが、その手前をちょっと左に入ったところの農地になります。2区画が宅地分譲として利用する区画で、進入道路がちょっと狭いので一部を進入路として利用したいということで、奥を資材置場として利用したいということです。

5条のほうが、以上4件で、ここで当日ご同行いただいた飯田委員から一言いただきたいと思います。

この4件とも、私たち見た限りでは問題ないと思っております。

ありがとうございます。それではチェックシートの説明をいたします。資料No.1の4ページと5ページになります。こちらの項目に全て該当しないということが許可の条件となっておりますが、全て該当しないということを現地調査、書類審査で確認しております。私のほうからは以上です。

ありがとうございました。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の件、4件でございます。事務局より説明がございましたように、4件とも特段問題はない。また調査委員長の飯田委員も現地を見た限り特段問題はないということでございますが、皆さん方の中で何かございましたらご発言願いたいと思います。

12番、梶です。番号30の駐車場用地。2,500 mの駐車場ということですが、○というところは何をしているのですか。

○さんですが、不動産や駐車場、貸駐車場などですね。ほかに警備などをしている会社で、それぞれで会議とか研修を行うので、これぐらいの広さが欲しいということで申請が出ておりまして、社員さんは全体で 300 名ほどいらっしゃるそうです。

調査委員 (飯田 隆) 事務局 (田中さおり)

議長 (小山一善)

12番 (梶 伸廣)

事務局(田中さおり)

12番 (梶 伸廣) 事務局 (田中さおり) 12番 (梶 伸廣) 事務局 (田中さおり)

だいたいが、福岡の会社でしょ。

福岡です。

それで、日田にこの事務所があるということは。

研修施設が日田にあるのですけれど、日田に作ったのは○さんの会長さんが日田出身ということで、日田に作りたかったということで、平成30年に会社が新しく作っているのですが、その時にそういうことでこちらに作りたいということで、申請をしてそこで新しく建てています。

12番 (梶 伸廣)

自社駐車場の場合と貸駐車場の場合、貸駐車場の場合は制限がありますね。何㎡以内とかありますね。自社の駐車場として利用する場合は、制限がないのですか。社員は300人いても何百人いても、車を300人全員が来てそこに止めることはないと思うのですよね。2,500㎡の駐車場というのはかなり広いですよね。それでも自社駐車場として農地を潰すということには何も制約がないのかなと思いますが、駐車用の場合は。10台しか止まらなくても駐車場ですし、100台止まっても駐車場ですよね。それでその制限がない。これがですね、初めから○が、動いたのなら何も感じないのですけれど、当然だなと思うのですけれど、中に○さんが入っていますよね。何だか出来レースのような感じがするのですよ。感じとしてですね。ここに駐車場ではとても広いので、本当に欲しいけれど、ちょっと無理かもしれないので、不動産業者に分譲地として申請して看板を立ててもらって、それを見てその土地が欲しくなったという話をするようにして、何となく出来レースのような感じがします。何となく疑わしく見えるのですが、どんなふうでしょうか。これは臆測だけで私は言っているのですが、ちょっと何となくですね。そんなに降って湧いたような駐車場が要るのかなと思いましてね。そのあたり、受付の時に何とも感じなかったでしょうか。

事務局 (田中さおり)

確かに 100 台ぐらい止まるので、そんなに必要ですかっていう話はもちろんしました。研修施設を全部同時に 使えば 100 人ぐらいは収容できるので、それぐらいの広さは必要だからということでした。それでは、今はどの くらい使っていますかという話をしましたら、今現在はその駐車場などが整ってないので月1回程度で止まって いますが、ここを駐車場として利用できるようになればもっと頻繁に使用したいし、〇さんはいろいろな事業を していますので、それぞれで利用するので、これぐらいは必要だからというお答えでした。

12番 (梶 伸廣)

北側の2か所はまだ更地ですよね。

事務局(田中さおり)

ここにはすでに建物が建っています。こちらは30年に許可を得て研修施設ということで建てています。もう1か所は元〇さんがあったところで、それはそのまま建物を購入したそうです。もう1か所も一緒に買い取っているそうなので、3か所ありますので、収容人数は100名ほどはあるということで、ここも110台ぐらいですけれど、駐車場として利用したいということで計画しています。

12番 (梶 伸廣)

個人が駐車場用地として田んぼを潰す場合は、そんなに要りますかと言われるのですよ。町内の人もここに止めて良いようにしますので良いでしょ、と言うのですが通らないのです、それは。そこの家は車を何台持っていますかと聞かれ、軽トラと乗用車2台ですが、自宅の駐車場には入りますけれども、道が狭いので手前のほうに駐車場が欲しいから田んぼを買おうと思っていますと言ったら、それはちょっと通らないのではないかという話があったのですよね。そんなところを考えると、大きい会社は研修施設だけど車が入れられなかったが、たまたま駐車場にする土地ができたのに対し、個別の農家で自分方の道が軽しか入らないから乗用車が欲しいけれど乗用車が入らないので、すぐ近くに農地があるからそれを駐車場にしてほしいという場合、そこには3台も4台も車は止まらないでしょ、それはだめですよとかいうような話になるのですよね。それは許可が下りないのですよね。そんなふうに見ると、大きけりゃ良いのかというような感じに私は聞こえるのですよ。だから1種農地じゃなくて、これは3種農地でしたかね。3種農地なら良いのですか。1種農地ではできないと思いますが、3種農地ならこれができるのですか。

事務局 (田中さおり)

3種農地だからということではないのですが、やっぱり台数が必要なだけということになるので、 $1\sim2$ か月前から相談があったときから、どう使うのですかとか、今どれぐらい使っているのかという話を聞いて、県とも協議もしました。

12番 (梶 伸廣)

何か感じませんでしたか。普通なら何か感じるのではないかと思うのですよ。確かにですね、これが立派な田んぼでしたら問題になるのですが、今のところここは放棄地ですよね。ですから問題にしていないのではないかと思ったのです。放棄地にして草ボウボウよりも駐車場になったほうが確かに見かけは良いなと。それで許可したのかなと。まあ、そういうふうに思ったわけです。その辺はどんなふうですか。

事務局 (田中さおり) 12番 (梶 伸廣)

放棄地だから良いとか、そういうことではないのですが、ちゃんと理由などが要りますので。

そうなら○が買ったときに、しっかり管理しなければならないが、これは全く管理していない。○さんは結構いろいろ買いますよね。そして草ボウボウのままで、駐車場が欲しいのでそのまま売ってしまうということは○は管理していないではないか。写真を見ると、放棄地ですね。全然草刈りもしておらず、何もしていない。完全な放棄地ですよ。それはやっぱりしなければいけない。ここは○が田んぼから宅地用地として3か月前くらいの申請でしたか、3月でしたかね。その時点でこんなに草は生えていなかったとしても、住宅を建てるつもりなら、やっぱり草は切ってきちんとしなければならない。何もしないまま放っておいて、分譲用地として看板立てたら買いに来た。何か出来すぎではないか。いくら考えても出来すぎしか思いません。ですから、もう少し慎重にすべきと思います。おかしいです。そう思います。許可はしても良いですが、何かおかしいと思います。以上です。

議長 (小山一善)

この写真を見たら、どうやって見ても余りにもちょっとひどいですから、許可を出しても良いという梶委員の 意見も参考にしながら、許可するけれどもこのままでは難しいから、一度草刈りをきれいにしてから許可します という条件でどうですか。

12番 (梶 伸廣)

良いです。それで。

議長 (小山一善)

良いですか。皆さんいかがでしょうか。

(はいの声)

議長 (小山一善)

いいですか。それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の件4件でございます。番号28番、29番、31番については許可相当、但し30番については、即、荒れているのを農地の状態に復元してくださいと。そして許可相当だということで、いかがでしょうか。賛同いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 (小山一善) 事務局 (田中さおり) はい。それではそのようにしますので、事務局もぜひその方向で。

議長 (小山一善)

草刈りが終わったら、県にこれは進達するのですが、県に進達するのはここをきちんと草を刈ってからということで、この1件だけですね、という形でよろしいですか。

事務局 (田中さおり) 議 長 (小山一善) 今から梅雨に入って、なおさら見苦しいですから、早く、その草刈り等をきちんとしてくださいということを、○に連絡していただきたいと思います。

調査委員 (飯田 隆)

わかりました。

それではそのようにさせていただきます。これで調査委員長の役目は終わりました。飯田委員長それから松原 委員お二方の委員お疲れでございました。調査委員長に一言ごあいさつをお願いします。

皆さん方も意見を出してもらい、さっき梶さんが言われたことですが、あそこはもう施設が建っていたのですが、松原委員とちょっと話したときには、100台上めるという割には施設がちょっと小さいかな、まあこんなに要るのかなあという話も出ました。やはりそういうところを、今後もし調査委員になれば、また見ていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いします。本日はお疲れ様でした。

議長 (小山一善)

調査委員長も着席いたしました。続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づいた日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規10件、再設定8件、中間管理事業3件、解約はありません。この関係で議事参与ということで、○番の○委員、○番の○委員は関連していますので、申し訳ございませんが退席をお願いします。

(○委員、○委員 退席)

議長(小山一善)

お二方が退席いたしました。まず、〇ページのNo.○が〇委員、それから〇ページNo.○が借り手、〇委員となっておりますが、いかがでしょうか。

問題ないですね。それでは二方着席をお願いします。

(○委員、○委員 着席)

議長 (小山一善)

それでは、お二方以外の件について何かございましたらご発言願いたいと思います。ありませんか。

(はいの声)

議長 (小山一善)

なかったら、全て受理したいと思います。

続きまして、議案第6号、現況証明書、非農地証明書の発行について2件でございます。事務局より説明をお 願いします。

事務局 (太郎良悠希)

それでは、議案18ページ、議案第6号、現況証明書非農地証明書の発行についてです。今月は2件申請がありました。まず、番号11、大字夜明○、○、○の3筆で地目は台帳が田と畑、現況が雑種地で面積が合計で2,059 ㎡です。申請人は大分市の○さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するためで、発行基準4の周囲の状況から見て農地に復元しても継続的に利用することができないと見込まれる土地で、違反転用などでは

ない土地に該当するものです。場所ですが、近くには夜明ダムや、大分自動車道があります。現況は荒れているような状況で、きれいになっている部分もありますが、傾斜がきつくて耕作は難しい状態です。

次に番号12、大字有田○と○で、どちらも地目は台帳が田、現況が宅地で合計面積が401 ㎡です。申請人は日田市上野町の○さんです。申請理由は、平成6年に農地法5条の許可を受け、社宅建設用地に転用したものの地目を変更していなかったためで、発行基準2に該当するものです。なお清算人とは会社が解散した後の精算手続を行う人のことです。場所ですが、西有田の○や、○の近くです。航空写真では建物が建っており、これが社宅であった思われます。現況は建物自体は既に撤去されて全部残っておりません。

この2件につきまして、各地区の担当の推進委員さんからは、証明書を発行しても問題ない旨、承っております。私からは以上です。

議長 (小山一善)

ありがとうございました。議案第6号、現況証明書、非農地証明書の発行について2件でございます。事務局より説明がありましたように特段問題ない。また地元の農地委員に聞いたところ、どちらの農地委員も、問題はないということでございますが、何かございましたらご発言願いたいと思います。ありませんか。

(ありませんの声)

議長 (小山一善)

ありがとうございました。それでは議案第6号現況証明書を発行について2件でございますが、発行するということにしたいと思います。

続きまして、議案第7号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について1件でございます。事務局説明お願いします。

事務局 (太郎良悠希)

議案19ページをごらんください。議案第7号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行についてです。今月は1件申請がありました。番号2、大字西有田○、地目は台帳が田、現況が畑で面積が253㎡です。申請人は、日田市上手町の○さんで引き続き相続税の納税猶予を受けるために申請するものです。場所ですが、○の真横です。現況は、今何か植えていたりはしていませんが適正に管理されていると思いますし、また秋冬ごろに何か作物を植えようということでお話は聞いております。

議長 (小山一善)

こちらにつきましても、現地調査にご同行いただきました中島清人委員から証明書を発行して問題ない旨承っております。私からは以上です。

議案第7号、相続税の納税猶予に関する引き続きの農業経営を行っている旨の証明書の発行について1件でございます。事務局から説明がありましたように、今は何も植えていないけど、秋冬には何か植えていきたいということでございますが、いかがでしょうか。

(はいの声)

議長 (小山一善)

良いですか。良いという意見が出ました。それでは相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている 旨の証明書の発行をしたいと思います。

続きまして、議案第8号、6月調査委員の選任について、こちらから発表させていただきます。8番武内建則 委員、12番梶伸廣委員、19番財津満寿光委員のご三方に調査委員をお願いしたいと思います。

議長 (小山一善)

それから、お手元に今日配付されたと思いますが、追加議案第9条の上程について、事務局から追加議案第9 号ということで上程したいとのことですが、よろしいでしょうか。

(はいの声)

議長 (小山一善)

ありがとうございました。それではお手元に配付しております追加議案集により議事を進めたいと思います。 農地利用最適化推進委員選考委員会委員長の報告ということで、本案は、日田市農業委員会の農地利用最適化推 進委員の選任に関する規則第11条により、基づくものでございます。なお選考の経過は事務局長から説明して もらいたいと思います。

事務局長 (渡邉城二)

それでは、ただいま上程をいただきました議案についてご説明いたします。去る5月27日に第2回農地利用最適化推進委員に関する選考委員会を開催いたしました。出席者につきましては、選考委員である会長、副会長、役員、事務局長の6名全員の出席のもと、5地区の推進員の選考を行いました。ご案内のとおり、この5区域につきましては、第1回目の2月4日から3月2日までの期間に応募がなかった区域でございます。そこで、4月17日から5月14日までの期間で再募集を行った結果、日田・五和区域、三芳区域、朝日区域、光岡区域、中川区域の5つの区域全でで1名ずつ、合わせて5名の推薦応募がありました。この5名については全員が法第8条第4項の欠格事項に該当する方はおりません。選考方法、評価項目につきましては、先の4月8日の定例総会において、既に皆様にお示ししましたとおりで選考を行いました。選考結果は、別紙資料の1ページ目にございますとおりで、日田・五和区域は高倉等氏、三芳区域は福井龍太郎氏、朝日区域は平川静雄氏、光岡区域は木薮一敏氏、中川区域は河津正徳氏が各区域の1位という選考結果となりました。説明は以上でございます。

議長 (小山一善)

ただいま事務局より説明がありましたが、質問はありませんでしょうか。ありませんか。

(はいの声)

議長(小山一善)

それでは、採決に移りたいと思います。一括で採決したいと思いますがよろしいですか。

(はいの声)

議長 (小山一善)

なければ、採決でございますが、日田・五和区域は高倉等氏、三芳区域は福井龍太郎氏、朝日区域は平川静雄氏、光岡区域は木薮一敏氏、中川区域は河津正徳氏を選任することにご賛同いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(小山一善)

はい、ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。それでは、議案第9号、日田市農業委員会の 農地利用最適化推進委員の選任については、原案のとおり承認します。今回の決定により農地利用最適化推進委 員19名全員が決定ということになります。

それでは議案集の21ページ戻りまして、引き続き議案集の報告でございます。

報告第1号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画(案)について報告第2号、農地法施行規則第29条第1項該当による届出の件

続きまして、その他でございます。

- (1) 4月戸別訪問集計について
- (2) 6月現地調査 日 時 6月29日(月) 午前9時
- (3) 6月定例総会 日 時 7月9日(木) 午後1時30分 会 場 7階 大会議室

(4) 行事日程

6月 5日(金)大分県農業会議監査理事会(会長)

6月17日(水)農業振興地域整備促進協議会現地調査(会長)

6月18日(木)常設審議委員会(大分市)(会長)

6月19日(金)役員会

6月26日(金)大分県農業委員会会長会総会(大分市)(会長)

(5) その他

・「5月分 農業委員会活動記録簿」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年7月9日

議 長 会長

署 名 委 員 8番

署 名 委 員 9番